2018.6.1発行 No. 33

かわちの社労士事務所 社会保険労務士 喜多裕明

〒577-0012 東大阪市長田東 2-3-22-601 T) 06-6785-7133 F) 06-6785-7133

E-mail: info@kawachino.org URL: http://kawachino.org

本当は〇〇な給与計算

でなたのお仕事ですか?

●「全部自社でやる」場合

「事業主が手を取られ本業に専念できない」 「担当者の締切前の残業など負担が大きい」 「正しくできているかどうか不安」などの声 が聞かれます。

●「外注する」場合

小規模な企業では、税理士か社労士に依頼す るのが普通です。給与計算を正しくおこなう には、労働法と社会保険の知識が必要です。 税理士は源泉税のプロですが、労働・社会保 険の手続きはあくまでも「サービス」です。

★「かわちの社労士に依頼する」場合

給与計算と労働・社会保険の手続きを合わせ て行うことで、迅速な実務が可能です。

給与計算を通して、会社の人事・労務の課題 が見え、様々なご提案が可能になります。

当事務所は、顧問報酬の中に給与計算を組み 込み、お得な報酬体系を備えています。

お客様のご要望にお応えします!

現在、3名~130名規模の給与計算を10 余社受託し、次のニーズに応えています。

> タイムカードの集計(7社) 年次有給休暇管理(4社) 給与明細書の封入(9社) 年末調整(全社)※法定調書のぞく

小 企 東大 阪 市 労

きたいと考えています。

なニ をは 悩 人 建 務 な 所 みにも応えていけるよう 0 り 設 ともできたで 年 ズに応えら め 金 • 幅遊ん て研 労働相談などの 鑽 い保 を積 業 育 種の \mathcal{O} 3

Þ \mathcal{O} お 役に <u>\\</u> れるように よう 様

様の

 \mathcal{O}

ほ

開

業以

来

0

お

数が三桁に達しました。

昨

年

10

そい

ŋ

組んでみました。

回は「お客様の 月にまとめ お客様との出会い

(経路)

★お客様の分類

◆業種別

V -1412733		
建設	2 7	
介護	1 9	
保育	9	
製造・加工	1 2	
その他	2 5	
C 47 [2		

※重複あり

◆地域別

東大阪市	6 5
府内他市	3 1
他府県	4

◆会社・個人別

事業主	9 0
個人	1 0



チューリップと言えば「心の旅」を思い出す世代です

量 フ

一労 工

働制

拡

大

0) 度

迂

ロ 裁

ツ

シ

彐

ナ

ル

制

撤回され 裁量労働制

たものの、

高

拡大の

法

どうなる?どうする? 第3回】 「高プロ制 は 放題

だから映画はおもしろい vol.28

ニッポン国

泉南石綿村

(2017、日本)

●現在、各地で係争中のアスベスト訴訟。 本作は工場労働者のアスベスト被害認定を 求めた大阪・泉南アスベスト国賠訴訟、8 年間の全記録です。

筆者は2006年の提訴以来、裁判支援 者や弁護士を通じて、アスベスト被害の実 相や裁判の進行状況を聞く機会があり、関 心を寄せていました。

- ●監督はドキュメンタリーの怪作『ゆきゆ きて、神軍』の原一雄です。本作にも過激 な「突撃取材」が登場します。同時に原告 一人ひとりの生きざまを捉えて、途中休憩 (インターミッション) ありの215分と いう長編に仕上げています。
- ●青春時代、子ども時代にアスベストに曝 された被害者たち。国が負けても負けても 裁判を続ける中、次々と苦しみながら亡く なっていきます。最高裁で国の責任が認め られたものの、損害賠償の対象は昭和33 年から44年に勤務していた労働者に限る という理不尽な結果となりました。

原告団・弁護団・支援者(とりわけ過激 なYさん)の対立、葛藤も描かれ、映像か ら監督自身の怒りも感じられます。

●いま、ウソの上にウソを重ねることが当 たり前の様に横行しています。政治も社会 も「どうせ変わらない」という無力感・諦 めがいちばん危険です。

そんな時代に、「ニッポン国」に挑んだ泉 南の名もない民衆のたたかいの記録から、 大切なことを教わったように思います。

路となることが予想されます。 湾き方 が 口 度 案 ŧ は少数で 7 なくなる制度で、 判されています 5 なくなり、 0 「定額働かせ放題」 いては、 高プ 万円以上 ŧ 制 労働 高プロ 0 残 業代も払わ \mathcal{O} 「高度専門職 「残業タダ働 時 対 制導入→ 象労働者 間 制度と の制 n 限

改

革

法

案

 \mathcal{O}

世

間

関 働 会が

小

長されることとなり、

法

案

成

7

0)

ため

に

国

延

高

口

制

は、

収

入 1

高まって

います。

役立 務間 制度こそ議論されるべきです。 1 1 時 インターバ 1 間以 制 日 度です。 0 上の休息時間 労働 ル 時間規制に この 規 制 確保

これ 制 収 論 拡 大の 要件引き下げ に逆行する流れです。 は、 過 流 過労死防· れが見え見えです。 止を求め →裁量労働

正 いうより 移 1 玉 る関係で、 のポイントが曖昧なま 会自体が 対 決 「議論の場」 「労働基準法改 の場」 になっ لح

Е U しています。 が法制化して る 勤

> 様にまとめられるでし 0 結局 次回からは、 せ のところ、 法案は、 今回 |働き方改革 左 ょ \mathcal{O} \mathcal{O} خ و 表

きます。 中小企業の対応を考えて

テーマ	方向	成立
労働時間の 上限規制	規制強化	(O)
高プロ制の導入	規制緩和	(0)
裁量労働制 の拡大	規制緩和	×

者 6 表」を作成しまし タを棚卸して、 れにならって、 されています。当事務 ように記録・数字が掘 ら障害の. 変更」 本化により不認定に。 撃報道。何れも一 大谷選手の活躍 「障害年金千人打切 大切 な障害年 ある成人で、 、5年間 1 面 一十歳 金を「審 が所もそ 審 り 連 0 ŋ \mathcal{O} 受給 起こ 分 前 デ 査 日 類 \mathcal{O} カン

編 集 後 記